

○総務省告示第二号
 経済産業省

工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を次の表の上欄に掲げる都道府県のうち、同表の中欄に掲げる市町村ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる調査区の番号のとおり定めたとので告示する。

平成三十一年四月十九日

総務大臣 石田 真敏
 経済産業大臣 世耕 弘成

都道府県名	福島県				調査区の番号
	飯舘村	浪江町	双葉町	大熊町	
市町村名					
	〇〇二一	〇〇二三 〇〇二六―〇〇三二 〇〇四二―〇〇四六	〇〇〇一―〇〇〇九 〇〇一二 〇〇一四―〇〇二五	〇〇〇一―〇〇一五	〇〇〇一 〇〇〇二 〇〇〇四 〇〇二二―〇〇二八

備考 調査区の番号とは、経済センサス基礎調査規則（平成三十一年総務省令第四十六号）第九条第一項の規定に基づく平成二十九年七月一日現在における調査区の番号をいう。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十八年経済産業省告示第二百七十五号（工業統計調査規則第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件）及び平成三十年経済産業省告示第八十一号（工業統計調査規則第四条第二項の規定に基づき、調査困難地域を定めた件）は、廃止する。